

宮崎市教育旅行誘致に関する補助制度について

1. 背景・目的

本市における教育旅行の受け入れは、2010年の口蹄疫発生の影響や新燃岳噴火等の影響により大幅に減少いたしました。これらの災害に対する全国からの温かいご支援・ご協力に感謝しつつ、教育旅行の誘致によって滞在型観光を推進することを目的に、本事業に取り組んでいます。

2. 事業内容

教育旅行で宮崎市を訪れる学校（国内の小・中学校・高等学校・養護学校等及びそれに準ずる国外の教育機関）に対し、以下の通り予算の範囲内で一定の費用を補助します。

3. 補助内容

【宿泊費補助】

（宮崎市内に宿泊する学校） ※宮崎市内宿泊施設＝ホテル、旅館、カーフェリーが対象。

① 宮崎市内宿泊施設での宿泊費用を、一人当たり2,000円補助します。（2泊以上宿泊でも、一名当たり2,000円が上限）。

【体験学習費補助】

② 「みやざき元気体験プログラム」を実施の場合、プログラム体験費用について、一名当たり3,000円を上限として補助します。（3,000円未満の場合、体験費用相当額が上限。）

※上記①宿泊費補助・②体験学習費補助の重複助成は可能です。

4. 対象者・期間

対象者：教育旅行実施学校の先生（引率者）及び生徒。

期 間：各年度4月1日から翌年3月31日迄（※受付終了：各年度12月31日）

5. 補助金の交付

【宿泊費補助】

教育旅行終了後に下記提出書類と請求書を30日以内に公益社団法人宮崎市観光協会（以下、協会という）に提出頂きますと、手続き後にお振込み致します。

- （提出書類）
- i) 実績報告書（申請額等）
 - ii) 教育旅行 宿泊人数内容実績書
 - iii) 宿泊施設支払証明書のコピー

【体験学習費補助】

教育旅行終了後、旅行会社より実績報告書・体験学習参加実績を協会に提出。内容を確認し補助申請額・旅行会社手数料を差し引いた金額を旅行会社に請求致します。旅行会社は、振込みを請求書到着後1ヶ月以内に行っていただくこととします。

※ 但し、助成内容②の場合で当協会から旅行会社様への体験プログラム費用請求が発生しない場合の旅行会社手数料につきましては、助成内容①の宿泊料金助成金に上乗せしてお支払いいたします。

6. 申請の流れ

- ①旅行会社より協会に連絡 ②宮崎市観光協会より旅行会社に申請書類送付
- ③旅行会社より補助金申請 ④審議後、補助金決定
- ⑤修学旅行終了後、旅行会社より実績報告書等提出
- ⑥補助金額の決定 ⑦旅行会社より補助金請求 ⑧旅行会社に補助金支払

※旅行会社は入金確認後、学校（先生・生徒）への返納をお願い致します。

※海外への入金は旅行会社の指示があれば、直接学校に入金することを可能とする。

その時は、請求書を学校から頂くこととする。

7. その他

- ・教育旅行計画の段階から、宮崎市観光協会と相談を行う事とします。
- ・必要書類の提出：交付申請書・教育旅行行程表・(宿泊補助) 宿泊人数内容申請書・(体験補助) 体験学習参加内容申請書をお願いします。
- ・体験学習内容の申込みは、旅行会社から宮崎市観光協会への申込みとします。
- ・体験学習を実施された学校様にアンケートのご協力をお願いします。
- ・当日天候悪化等の理由で、体験が出来なかった場合、受入施設のキャンセル料金を賄う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

〔 文書取扱：公益社団法人宮崎市観光協会
電話 0985-20-8658/FAX 0985-28-3614 〕